

(平成24年4月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認茨城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格の喪失日に係る記録を平成4年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月28日から同年5月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、平成4年2月28日から同年5月1日までの期間について、記録が無い旨の回答を受けた。

しかし、A社から同社の関連会社であるB社に異動した日は平成4年5月1日であり、継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間を含む平成3年10月1日から4年4月28日までの期間において、申立人のC社に係る雇用保険の被保険者記録が確認できるところ、申立期間当時の財務担当者及び同僚の証言から判断すると、申立事業所であるA社は、C社及びB社と関連会社であることが認められる。

また、申立人の主張及び同僚の証言などから判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤務し（平成4年5月1日に、A社から同社の関連会社であるB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、A社に係るオンライン記録における申立人の平成4年1月の記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間当時の財務担当者から、会社は社会保険事務所（当時）に従業員の被保険者資格を喪失させる届出を行っておきながら、従業員の給与

から保険料を継続して控除し、当該保険料を納付していなかった旨の証言が得られたことから、事業主は平成4年2月28日を被保険者資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月から同年4月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（19万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年9月1日から同年10月1日まで

ねんきん定期便を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち平成5年9月1日から同年10月1日までの期間の標準報酬月額が、給与明細書の給与額に見合う標準報酬月額より低くなっていることが判明した。当該期間の標準報酬月額の記録について、給与明細書の保険料控除額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定及び決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

また、申立人から提出されたA社の給与明細書により、申立人が申立期間において、オンライン記録上の標準報酬月額（18万円）より高い給与額（19万146円）を受けていること、及びオンライン記録上の標準報酬月額より高い標準報酬月額（19万円）に見合う保険料額を控除されていることが確認できる。

したがって、申立期間に係る標準報酬月額については、給与明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成5年9月は19万

円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており照会することができないが、同社が加入していたB健康保険組合における申立人の申立期間当時の標準報酬月額がオンライン記録と一致していることなどから、健康保険組合及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って記録したとは考え難く、事業主は、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から57年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から57年10月まで

年金事務所に国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間の保険料の納付事実が確認できなかった。申立期間については、私の父が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたはずである。

このため、申立期間の国民年金保険料の納付事実が確認できないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年4月頃に、申立人の父がA市区町村役場において国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、仮に、申立人の主張どおりの加入手続を行った場合、申立人の国民年金手帳記号は、A市区町村を管轄するB社会保険事務所（当時）の「*」となるべきところ、申立人の同記号は「*」となっており、60年3月1日のC社会保険事務所（当時）開設日以降に発行されたものであることが確認できることから、申立人の主張には矛盾が認められる。

また、申立人が国民年金被保険者資格を取得した時期は、申立人の所持する年金手帳により、昭和60年12月26日であることが確認できることから、申立期間については被保険者資格を有しておらず、保険料を納付することができない。

さらに、申立期間について、申立人自身は保険料の納付に直接関与しておらず、当該保険料を納付したとする申立人の父も既に他界しているため、申立期間当時の具体的な保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事

情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月から51年12月まで
ねんきん定期便を確認したところ、昭和38年1月から51年12月までの国民年金保険料が未納となっていた。

私は、昭和52年1月頃、A市区町村役場の年金課に勤務していた知人に勧められて国民年金に加入し、特例納付により、私の妻が夫婦二人分の保険料をまとめて納付した。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年1月頃、申立人の妻が国民年金の加入手続を行い、申立期間の夫婦二人分の保険料をまとめて納付したと主張しているが、申立人が国民年金に加入した時期は、申立人の国民年金手帳記号番号より前に払い出された同記号番号の被保険者が、54年*月*日の20歳到達日をもって資格取得していることから、同日以降と考えられ、申立人の主張には不自然な点が認められる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料として約7万円を、申立人の妻が自身の保険料約5万円と一緒に特例納付したと主張しているが、特例納付した場合に必要な金額とは著しく相違しており、申立内容が不自然である。

さらに、申立期間の国民年金保険料と一緒に納付したとする申立人の妻も、申立期間の保険料が未納である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事

情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年8月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月から51年12月まで
ねんきん定期便を確認したところ、昭和43年8月から51年12月までの国民年金保険料が未納となっていた。

私は、昭和52年1月頃、A市区町村役場の年金課に勤務していた知人に勧められて国民年金に加入し、特例納付により、夫婦二人分の保険料をまとめて納付した。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年1月頃、国民年金の加入手続を行い、申立期間の夫婦二人分の保険料をまとめて納付したと主張しているが、申立人が国民年金に加入した時期は、申立人の国民年金手帳記号番号より前に払い出された同記号番号の被保険者が、54年*月*日の20歳到達日をもって資格取得していることから、同日以降と考えられ、申立人の主張には不自然な点が認められる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料として約5万円を、申立人の夫の保険料約7万円と一緒に特例納付したと主張しているが、特例納付した場合に必要な金額とは著しく相違しており、申立内容が不自然である。

さらに、申立期間の国民年金保険料と一緒に納付したとする申立人の夫も、申立期間の保険料が未納である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 62 年 3 月まで

年金事務所に年金加入記録を照会したところ、昭和 58 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料が未納となっていた。25 歳の時、A 共済組合員資格を喪失したことから、自分で国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料については、B 市区町村内の金融機関で納付しており、昭和 61 年に婚姻した時点で、C 市区町村役場（現在は、D 市区町村役場 C 庁舎）において、申立期間に所持していた年金手帳を現在の年金手帳と交換した。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 58 年 4 月に A 共済組合員資格を喪失したことから、自分で国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料については、B 市区町村内の金融機関で納付していたと主張しているが、申立期間当時に申立人の居住地を管轄する E 社会保険事務所（当時）において払い出される国民年金記号は「*」であり、申立人には、F 社会保険事務所（当時）において払い出された現在の基礎年金番号となる「*」以外の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人の主張には不自然な点が認められる。

また、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号より前に払い出された同記号番号の加入者に係る G 共済組合員資格喪失日が昭和 62 年 3 月 11 日であること、及び申立人の国民年金保険料納付状況から、同日から同年 5 月 7 日までの間と考えられ、申立期間の一部については時効により保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、昭和 61 年に婚姻した時点で、C 市区町村役場において、申立期間に所持していた年金手帳を現在の年金手帳と交換したと主張してい

るが、申立てのとおり年金手帳を交換したとすれば、通常、同市区町村役場において国民年金手帳記号番号（現在の基礎年金番号）が、新たに払い出されたことは考えられず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を後からまとめて納付したことはないと主張しており、申立期間の保険料が過年度納付された事情は見当たらない上、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の記録について、標準報酬月額 of 訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 9 月 1 日から 10 年 5 月 30 日まで
年金事務所に照会したところ、A社における厚生年金保険の被保険者記録のうち、平成 8 年 9 月 1 日から 10 年 5 月 30 日までの期間に係る標準報酬月額が、大幅に引き下げられていることが判明した。当時、給料が下がったことは一度も無く、私はA社の役員ではあったが、経理事務には一切関わっておらず、この処理には納得いかないもので、標準報酬月額を引き下げられる前の記録に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成 8 年 9 月から 9 年 3 月までは 32 万円、同年 4 月から 10 年 4 月までは 28 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である 10 年 5 月 30 日より後の同年 6 月 10 日付けで、8 年 9 月 1 日に遡及して訂正され、それぞれ 9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

一方、A社の閉鎖商業登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時、同社の取締役を務めていたことが確認できる。

また、申立期間当時、A社の取締役であり経理及び社会保険事務担当者であった申立人の兄に照会したところ、厚生年金保険の滞納保険料を完納させるために、同社に勤務する申立人を含む親族 4 人の標準報酬月額を遡及訂正する手続を行ったことにより引き下げたことを認めている上、当該手続を行うことについて、当時、申立人に説明し同意を得ていた旨の証言が得られたことから、申立人が同社の取締役として経営状況等を認識していなかったとは考え難い。

さらに、申立人は、経理事務には一切関わっていなかったと主張しているも

のの、申立人が店長を務めていた「B店」の元従業員に照会したところ、i) 申立期間当時、同店舗の売上が減少し、給与の遅配が頻繁にあったこと、ii) 同店舗の店長である申立人は毎月の売上等を本店であるA社に報告していたことから同店の経営状態を知らなかったはずは無いこと、iii) 当時、申立人から、A社において社会保険料を社会保険事務所（当時）に払えないので、個人で国民年金に加入してほしいと言われた旨証言していること等から判断すると、申立人は自身の標準報酬月額が引き下げ訂正されることについて同意していたものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、同社の取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理が行われることに同意しながら、この減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年9月から37年2月1日まで
② 昭和37年3月5日から同年8月まで

年金事務所にA社に勤務した厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、昭和37年2月1日から同年3月5日までの被保険者記録が確認できた。

しかしながら、A社には、昭和36年9月から37年8月まで継続して勤務していたのは間違いないので、36年9月から37年2月1日までの期間及び同年3月5日から同年8月までの期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、A社からは、当時の資料が残っておらず、申立人の当該期間に係る勤務状況については確認できないとの回答が得られた。

また、申立人をA社に紹介した者は既に他界しており、当時の状況を照会することができない。

さらに、申立期間当時、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において被保険者記録が確認できる11人の同僚に照会したところ、7人から回答が得られたが、申立人の申立期間に係る勤務実態について確認できる具体的な証言は得られなかった。

加えて、前述の7人のうち1人は、「当該期間当時、臨時社員や出来高（請負）等の人たちが多くおり、その人たちは社会保険に加入していなかった。」と回答している上、他の1人は、「社会保険に加入すると給与から社会保険料が控除されて手取額が下がるので、約半年間において社会保険に加入しない臨時社員として勤務していた。」と回答している。

また、前述の7人のうち2人から、当該期間当時、試用期間があったとの

証言が得られたところ、そのうちの1人から、約6か月間の試用期間を経過した後、社会保険に加入したとの証言が得られた。

さらに、オンライン記録において、申立人及び申立人の妻は、昭和36年4月から国民年金保険に加入し、国民年金保険料を平成4年3月まで納付していることが確認できる。

このほか、両申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。